

学校法人高田学苑ハラスメントの防止等に関する規則

改正日 平成29年3月30日

令和8年9月1日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人高田学苑(以下「学苑」という。)において、セクシュアル・ハラスメント(求職者等に対するものを含む)、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、アカデミック・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント及びその他のハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることにより、学苑のすべての職員(以下「職員等」という。)、生徒及び学生、求職者等に対し、公正、安全で快適な環境の下に、学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。なお、「セクシュアル・ハラスメント」については、別に学苑長が定める指針に従う。

2 前項の「セクシュアル・ハラスメント」には、学苑が行う採用活動、インターンシップ、教育実習、ボランティア活動その他これに準ずる活動において、学苑の職員が行う性的な言動により、求職者等の求職活動その他の職業上の活動に関して、その環境が害され、又は不利益を受けることなどを含む。

3 この規則において「パワー・ハラスメント」とは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした言動により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。

4 この規則において「アカデミック・ハラスメント」とは、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。

5 この規則において「カスタマー・ハラスメント」とは、学生・生徒及びその保護者、その他学苑の教育活動又は業務に関係を有する者(以下「関係者等」という。)からの要求又は言動であって、その内容又は手段・態様が、職員等が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えることにより、職員等の就業環境を害するものをいう。なお、社会通念上許容される範囲を超えるか否かの判断に当たっては、当該言動の目的、当該言動が行われた経緯及び状況、業務の内容及び性質、言動の態様、頻度及び継続性、職員等の属性その他の事情を総合的に考慮するものとする。

6 この規則において「その他のハラスメント」とは、前各項以外の不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

(学苑長等の責務)

第3条 学苑長は、学苑のハラスメントの防止及び対応に関する事務を総括する。

2 事務局長は、学苑長を補佐し、学苑のハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。

3 学苑はハラスメント防止のためのガイドラインを定め、職員等に対し啓発指導を行うほか、ホームページへの掲載並びにパンフレットの作成、配布等により周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処しなければならない。

4 職員を管理・監督する地位にある者、生徒及び学生を指導する立場にある教員は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対処するものとする。

(1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員等の注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 職員等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、第2条に定めるハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(ハラスメント防止対策委員会)

第5条 学苑は、ハラスメントの防止及び問題解決に関する具体的な施策を推進するために、ハラスメント防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、第7条の規定により6人の対策委員をもって組織する。

3 対策委員会は、必要に応じて対策委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

(対策委員会の任務)

第6条 対策委員会の任務は、次の事項とする。

- (1) ハラスメントの防止に係る実態調査及び情報収集に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修の推進に関すること。
- (3) 前2号について学苑の設置する各学校間の調整に関すること。
- (4) 相談員(第8条に定める相談員をいう。以下同じ。)の職務に係る具体的事項の検討に関すること。
- (5) 相談員の行った対応についての確認及び検討に関すること。
- (6) ハラスメントの再発防止に係る改善策の検討及び実施に関すること。
- (7) ハラスメント防止のためのガイドラインの内容の検討及び作成に関すること。
- (8) その他、ハラスメントに係る重要な事項に関すること。

(対策委員の選任)

第7条 対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学苑長
- (2) 短期大学長
- (3) 中高等学校長
- (4) 学苑本部事務局長
- (5) 短期大学事務局長
- (6) 中高等学校事務部長

(ハラスメント相談窓口及び相談員)

第8条 各設置校にハラスメント相談窓口を設置し、相談員を置く。

短期大学

学長の指名する学科長等の地位にある職員 1名

学長の指名する職員等 4名

中高等学校

校長の指名する副校長・教頭等の地位にある職員 1名

校長の指名する職員等 9名

2 相談員の半数以上は女性でなければならない。

3 相談員の氏名及び連絡先は、毎年度のはじめに職員等にメールで知らせる。

4 この規則に定める他、相談員に必要と認められる事項については、対策委員会において別に定める。

5 前各項の相談員及び対策委員会は、カスタマー・ハラスメントに関する職員等からの相談及び求職者等からのハラスメントに関する相談にも応じるものとする。

(相談員の任務)

第9条 相談員の任務は、次の事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談に応じ、相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うこと。
- (2) 相談者の意向を尊重しつつ、必要に応じて行為者その他の関係者から事情を聴取し、事実確認を行うこと。
- (3) 前2号の相談、事実確認等について、対策委員会に報告すること。
- (4) 問題の解決が困難な事案については、対策委員長に報告し、その指示を受けること。
- (5) カスタマー・ハラスメントに関する相談について、必要に応じて関係部署と連携し、相談内容及び事実関係を確認するとともに、必要な対応を検討し、所属長又は対策委員長に報告すること。

2 相談員は、相談及び面談に当たって、相談、事実確認及び対応の内容について記録を残しておかなければならない。

- 3 相談員及び学苑は、ハラスメントが認められる場合、被害を受けた職員等の安全及び就業環境の確保を優先し、又、カスタマー・ハラスメントについては必要に応じて複数名による対応、対応者の変更、対応時間又は方法の制限、対応の窓口の一本化その他内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 カスタマー・ハラスメントが継続する場合又はその行為が悪質である場合には、学苑は、必要に応じて弁護士、警察その他関係機関と連携し、法的措置その他必要な対応を講ずることができる。

(相談員の任期)

第10条 相談員の任期は、2年とする。ただし、次条に定める補充の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 相談員は、再任されることができる。

3 相談員は、任期満了の後でも、後任の相談員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(相談員の補充)

第11条 相談員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充するものとする。

(連絡会議)

第12条 相談員が相談に対応するにあたり、公正で統一的な手続を行うため必要がある場合は、各設置校で所属長が招集して連絡会議を開くものとする。

(遵守事項)

第13条 当事者及び関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

2 行為者又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。対策委員会は、そのような行為又は取扱いの行われないうち配慮するものとする。

3 学苑は、職員等がハラスメントについて相談し、若しくは苦情を申し出たこと、又は相談、事実確認等に協力したことを理由として、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

4 この規則にかかわる対策委員、相談員及びその他手続きにおいて関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。

(2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。

(3) 当事者及び関係者がハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(懲戒)

第14条 ハラスメントに該当する行為については、その内容、程度その他の事情に応じ、学校法人高田学苑勤務規則第42条の定めるところにより懲戒処分の対象とすることがある。

(事務の所掌)

第15条 この規則に関する事務は、学苑本部事務局総務課が行う。

(規則の運用)

第16条 この規則の運用及びこの規則に定めのない事項については、対策委員会が別に定めることができる。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成15年4月1日から施行の「学校法人高田学苑セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年 3 月30日から施行し、平成29年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。